

病気休暇の承認手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
高石高等学校	<p>病気休暇のうち4名6件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="418 520 1166 1020"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成31年1月11日</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成30年6月29日から同年7月6日まで</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成30年4月6日から同月9日まで</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D</td> <td>平成30年8月9日</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月13日</td> <td>12:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>平成31年3月20日</td> <td>12:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	平成31年1月11日	全日	B	平成30年6月29日から同年7月6日まで	全日	C	平成30年4月6日から同月9日まで	全日	D	平成30年8月9日	13:00～17:00	平成30年12月13日	12:00～17:00	平成31年3月20日	12:00～17:00	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて（通知）】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室教職員企画課長通知)</p> <p>1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1279 852 2407 1045"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。</p> <p>※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。</p> </div> </div>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。	<p>Aについては、病気休暇の取得要件を満たさないことが判明したため、病気休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。 B及びCについては、通院の事実が確認できる書類の提出を受けた。 Dについては、職員から必要書類の提出が確認できなかったため、病気休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	事実発生日	取得時間																								
A	平成31年1月11日	全日																								
B	平成30年6月29日から同年7月6日まで	全日																								
C	平成30年4月6日から同月9日まで	全日																								
D	平成30年8月9日	13:00～17:00																								
	平成30年12月13日	12:00～17:00																								
	平成31年3月20日	12:00～17:00																								
旧	新																									
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。																									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																															
日根野高等学校	<p>病気休暇のうち1名4件について、終日病気休暇を取得していたが、当該予定より早く診察・治療が終了していたにもかかわらず、病気休暇の時間の変更手続を行っていないものがあった。また、病気休暇の取得要件に該当しないにもかかわらず、病気休暇を取得させているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="379 674 1074 1318"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th colspan="2">事実発生日</th> <th rowspan="2">取消すべき時間</th> <th rowspan="2">取消の理由</th> </tr> <tr> <th>取得日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成30年8月24日</td> <td>7:55 ~ 16:25</td> <td>12:30 ~ 16:25</td> <td>診察・治療が12:30に終了</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年11月26日</td> <td>7:55 ~ 16:25</td> <td>14:00 ~ 16:25</td> <td>診察・治療が14:00に終了</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年12月10日</td> <td>7:55 ~ 16:25</td> <td>7:55 ~ 16:25</td> <td>診断書の受領のみ (診察・治療は行っていない)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成31年2月22日</td> <td>7:55 ~ 16:25</td> <td>12:30 ~ 16:25</td> <td>診察・治療が12:30に終了</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日		取消すべき時間	取消の理由	取得日	取得時間	A	平成30年8月24日	7:55 ~ 16:25	12:30 ~ 16:25	診察・治療が12:30に終了		平成30年11月26日	7:55 ~ 16:25	14:00 ~ 16:25	診察・治療が14:00に終了		平成30年12月10日	7:55 ~ 16:25	7:55 ~ 16:25	診断書の受領のみ (診察・治療は行っていない)		平成31年2月22日	7:55 ~ 16:25	12:30 ~ 16:25	診察・治療が12:30に終了	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続きの見直しについて (通知)】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室教職員企画課長通知)</p> <p>1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1166 856 2288 1045"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。 ※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条 第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患(特定疾患)をいう。</p>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。	<p>本件について、取り消すべき時間分の病気休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。 今後は、法令に基づき適正な事務処理を行う。</p>
職員	事実発生日		取消すべき時間	取消の理由																														
	取得日	取得時間																																
A	平成30年8月24日	7:55 ~ 16:25	12:30 ~ 16:25	診察・治療が12:30に終了																														
	平成30年11月26日	7:55 ~ 16:25	14:00 ~ 16:25	診察・治療が14:00に終了																														
	平成30年12月10日	7:55 ~ 16:25	7:55 ~ 16:25	診断書の受領のみ (診察・治療は行っていない)																														
	平成31年2月22日	7:55 ~ 16:25	12:30 ~ 16:25	診察・治療が12:30に終了																														
旧	新																																	
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合(時間単位含む)に診断書の提出を義務化。																																	